

# 令和2年度 人権啓発指導者養成研修会（リモート研修）実施要綱

## 1 目的

様々な差別意識の解消を図り、全ての人の人権尊重の意識を高めていく上で、地方公共団体の果たす役割は非常に大きく、今後の人権啓発をより効果的なものとしていくためには、公務員研修を通じた地域における指導者の養成が不可欠である。そのため、都道府県、特別区及び市町村の人権啓発行政に携わる職員等を対象に、地域に密着した人権啓発の指導者として必要なスキルと知識を修得してもらうことを目的に研修会を実施する。

なお、本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年実施している全国3会場での研修会に代えて、インターネットを利用したリモート研修を実施する。

## 2 実施方法

- ・パソコンやタブレット端末、スマートフォン等を通してインターネット回線に接続し、あらかじめ録画された講義を受講する。
  - ※ 受講者にIDとパスワードを付与。講義資料等は、ウェブサイトからダウンロードする。
- ・講義科目はく別添2の18科目とし、決められた期間内に、全必修科目6科目を含む10科目以上を受講した者に修了証書を授与する。

## 3 受講期間

令和2年10月1日（木）～12月28日（月）

## 4 主催

法務省人権擁護局、公益財団法人人権教育啓発推進センター

## 5 研修会対象者

都道府県、特別区及び市町村の人権教育・啓発担当部局の職員並びに教育委員会の人権教育・啓発担当部局の職員を対象とする。

定員を500名とし、定員を超えた場合には、人数調整を行う（上記2の10科目に満たない科目数の受講も可とするが、10科目以上の受講希望者を優先）。

## 6 受講費

無料

## 7 受講申込

受講者が所属する地方公共団体・教育委員会からの推薦による（事前申込制）。

※申込期限を過ぎた申込みは、原則として受け付けない。

## 8 受講者推薦締切

令和2年9月1日（火）必着